

## あなたはどこの支部?

各支部の担当地域  
(令和6年6月現在)

**■ 山北支部**  
山北町 支部長: 佐野益久

**■ 南足柄支部**  
南足柄市 支部長: 碓井利明

**■ 小田原足柄支部**

小田原市内扇町・中町・寿町・久野・荻窪・穴部・府川・北ノ窪等  
支部長: 田中良一

**■ 箱根支部**

箱根町 支部長: 山本房子

**■ 湯河原・真鶴支部**

湯河原町・真鶴町  
支部長: 千石誠治

**■ 足柄上支部**

松田町・大井町・開成町・中井町  
小田原市内鬼柳・下大井・上管我・曾我大沢 支部長: 岩田幸夫

**■ 小田原城北支部**

小田原市内栢山・曾比・堀之内・中管根・飯田岡・蓮正寺・小台等  
支部長: 君塚礼介

**■ 橋支部**

前川(川東地区は除く)・中村原・小船・小竹・羽根尾・山西・上町・沼代等  
支部長: 石塚昇

**■ 川東支部**

小田原市内酒匂川以東の地域(橋支部区域は除く)  
支部長: 渡瀬剛行

**■ 小田原中央支部**

小田原市内城山・栄町・城内・浜町・東町等  
支部長: 濱野浩

**■ 小田原城南支部**

小田原市内本町・南町・早川・板橋・風祭・入生田等と城山の一部 支部長: 片野洋二

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に所属することになります(準会員には所属支部はありません)。

お問い合わせ TEL:0465-24-2611(代)

## 税の基礎知識

# 個人事業主が経費にできるものは?

必要経費とは「事業を行うために必要な費用」です。プライベートで使用した分の費用は計上できません。国税庁では必要経費について以下のように定義しています。

- (1) 総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額
- (2) その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額

なお、10万円以上で購入した事業用資産(車両など)は、法定耐用年数に応じて減価償却費を計上する必要があります。原則として1年で全額を計上することはできません。

### 勘定科目と必要経費になる例・ならない例

勘定科目	必要経費になる例	必要経費にならない例
租税公課	個人事業税、事業用資産の固定資産税、消費税、事業用車両の自動車税、登録免許税、印紙税	所得税、住民税、法律違反による加算金や罰金
水道光熱費	事務所や店舗で使用する水道代・ガス代・電気代・灯油代	自宅兼事務所のプライベートでの使用分
旅費交通費	事業で移動するための電車代・バス代・タクシー代・コインパーキング代	駐車違反の反則金、プライベートな旅行・観光費用
通信費	事業で使う切手やハガキ代・固定電話や携帯電話料金・インターネットの利用料金	事業とプライベート兼用の携帯電話のプライベートでの使用分
接待交際費	商談・打合せのための飲食代、取引先や顧客への贈答品代・慶弔費	プライベートな会食や飲み会代、個人的に参加したイベントやパーティーの参加費、社会通念上過度な接待費用
損害保険料	店舗や事務所の火災保険料、事業用車両の自動車保険料・自賠責保険料	事業主や家族の生命保険料・国民年金保険料・国民健康保険料(所得控除の対象)
消耗品費	文房具・作業着など、単価10万円未満の事業用の物品購入費用	プライベートで使用する服や靴・趣味のための道具・家庭用品の購入費用
福利厚生費	従業員の慰安、医療、保険などのための費用	事業主や家族の医療費や健康診断費
給料賃金	従業員に支払う給与	事業主本人が受け取る給与
利子割引料	事業用の借入金の支払利息	借入金の元本の支払い
地代家賃	店舗や事務所の家賃や礼金、駐車場代	敷金、自宅兼事務所のプライベートでの使用分

事業とプライベートの両方で使用しているものは「家事按分」

家事按分とは、事業とプライベートで共用している費用を、事業で使用した部分だけを必要経費として計上するために合理的に分割(按分)することです。明確な算出根拠を示せるようにしておくことが大切です。

必要経費について不明点等がある方は『青色個別指導会』にご参加ください!

予約制  
1面参照

お問い合わせ | 事業課

TEL0465-24-2614 (平日9~17時)

お電話でのご相談は  
国税局電話相談センターをご利用ください

国税相談専用ダイヤルに電話をします。  
TEL:0570-00-5901 月~金 8:30~17:00

ご相談される内容の番号を選択します。

国税局電話相談センター  
国税局の職員がお受けします

小田原税務署からのお知らせ

## インボイスを登録すると消費税及び地方消費税の確定申告が必要となります

令和5年中にインボイス発行事業者の登録を受けた方は、消費税及び地方消費税の確定申告書の提出及び納付が必要となります。まだ、お済みでない場合は、お早めに確定申告書の提出及び納付の手続きを行ってください。

期限後に申告書を提出することにより、納める税額のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特設サイトはこちら



国税庁 インボイス特設サイト

## 生活のツボ

### 非常食は賞味期限に注意! ローリングストック方式で災害対策

災害時の備蓄は3日分と言われていますが、大規模災害を想定すると一週間分は確保したいところ。とはいえ非常持出袋に家族全員の一週間分の食料を...と考えるとちょっとハードルが高いですね。ここで役立つのがローリングストック方式。普段食べている食材に備蓄を想定した保存食をプラスする方法です。レトルトカレーや缶詰、カップ麺、茹で時間が短めの乾麺、フリーズドライのスープなど、普段食べるものを少し多めにストックし、食べた分を買い足します。災害直後3日ほどなら冷蔵庫の食材も使えるので、食パンや野菜などを冷凍してストックしておくのも安心です。食材だけでなく飲料水や乾電池、カイロ、カセットコンロとボンベなども普段使いをしつつストックしておきましょう。非常時に持ち出しやすいようストックの場所を家族で把握しておけば迅速に対応できます。「備えあれば憂いなし」を実践していきましょう。

### 会員特典

大人:1,600円 ▶ 優待料金:1,400円  
子ども:800円 ▶ 優待料金:700円  
(4歳~小学生)

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

アザラシ

フィーディングタイム

毎日開催

11:00/13:00

※詳しくはホームページで。



### 県税事務所からのお知らせ

## 令和6年度の個人事業税の第1期納期限は、9月2日です!

個人事業税は、個人で事業(法定業種に限ります。)を行っている方に課される県の税金です。

### 【課税対象となる事業】

- 第1種事業 物品販売業、製造業、請負業、不動産貸付業、料理店業、飲食店業など(37業種)
  - 第2種事業 畜産業、水産業、新炭製造業(3業種)
  - 第3種事業 医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理容業など(30業種)
- ※業種等の区分により税率は異なります。

### 【納税について】

原則として、第1期(納期限9月2日)と第2期(納期限12月2日)の2回に分けて納めていただきます。

ただし、税額が1万円以下のときは、第1期に全額を納めていただきます。

なお、第2期の納付書は、第1期の納付書と合わせて、7月31日に送付する納税通知書に綴じ込んでありますので、保管の上ご使用ください。

※ ご納付の際は、第1期と第2期の納付書をお間違えないようお願いいたします。

◇問合せ先 | 小田原県税事務所 個人事業税について: 事業課 TEL0465-32-8000(代)

## 税のカレンダー

納期限を守りましょう! 口座振替を利用しましょう!

- 消費税及び地方消費税の中間申告  
申告・納付期限: 9月2日(月)  
振替納税利用の場合の振替日: 9月30日(月)
- 個人事業税  
第1期分の納付期限: 9月2日(月)
- 固定資産税  
南足柄市・箱根町: 9月30日(月)  
第3期分の納付期限

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等については、お住いの市町村にご確認ください。

8月の花 ヘゴニア

会員限定  
無料相談  
要ご予約  
24-2612

弁護士

## 法律相談会

10時~12時

8月16日(金)  
9月3日(火)  
9月20日(金)  
10月1日(火)  
10月18日(金)

弁護士

## 相続相談会

10時~12時

8月21日(水)  
9月18日(水)  
10月16日(水)

社労士

## 年金・社会保険相談会

10時~12時

8月13日(火)  
9月10日(火)  
10月8日(火)

不動産

## コンサルタントの相談会

10時~12時

8月22日(木)  
9月26日(木)  
10月24日(木)

税理士

## 税相談会

14時~16時

8月15日(木)  
9月19日(木)  
10月17日(木)

日本政策金融公庫

## 融資相談会

10時~12時

10月2日(水)  
12月4日(水)

経営コンサルタント

## 経営相談会

日時応談

24-2614まで  
ご予約ください

会場

## 納税者センター

同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

青色会館